

第12回 ことう地域チームケア研究会



くすのきセンター

1階 研修室

平成27年1月15日(木)

交流会

- 在宅における歯科医師の役割
『出来ること・出来ないこと』を共有する
- 他職種が、歯科医師に
『気軽に相談できる関係』を作る
- 歯科医師も『地域の他職種』について理解を深める
- 本日の話題提供を受けて、
「感じたこと」「今取り組んでいること」など

交流会

- 講演を聞いた感想・もっと知りたいこと
 - 自分の職種では何ができるか など
- ❁ グループ発表後は、自己紹介タイムです。

- ・治療の時間がかかるので依頼しにくい
- ・かかりつけの内科医との連携が必要。本人の治療をするうえで情報が必要。
- ・介護度が重い場合、治療の受け入れが困難な方もいる。通院してもらった方が良い治療ができる。
- ・嚥下困難な方への対応は歯科医だけでは難しい。多職種連携が必要。
- ・本人の治療に対する思いを大切に対応。認知症の方は対応が大変な場合も有る。
- ・訪問診療についての啓発活動が必要

- 訪問歯科診療は介護度が重く通院できない方が対象。まずかかりつけの歯科に相談。
- 訪問できる歯科医師を探す手順を知ることができた。
- 医師に対してどのような情報を提供したらいいか。保健所のHPに掲載されているチェックリストの活用を。
- 訪問診療可能な歯科医がわかるようにCM事業所にリストを配布できているか。
- 訪問診療でできることは限られている。車いすに乗れる方は通院したほうがより良い治療が受けられる

- 住環境やその人の状況によって個別な対応が必要。X線を持ち込むことも。機材の持ち込みは大変。
- 口を開けにくい方に対して、歯ブラシを用いたりして工夫、苦勞されている。
- 訪問診療には家族やCMの理解が必要。CMに診療方針を伝え、日常的な支援について考えてもらう必要性もある。
- 食事量の低下についてはもしかしたら口腔に原因があるかも。歯科医師に相談を。

- ・診療報酬は、器具を持っていくか持っていないかで違う。また、同じ施設で複数見る場合と個別訪問では違っている

在宅で診療するためには条件がある。寝たきり、歩行困難だけでは査定あり。訪問を実施するためには疾病を確認する必要あり。

- ・内科主治医から歯科医師へ疾患に対しての情報を。依頼書や診療情報提供書で情報提供を。

- ・今後について歯科衛生士の訪問によって口腔ケアができるようになってほしいと思う。

- ・訪問の依頼は、かかりつけの医師にまず相談を。不明であれば、県歯科医師会や彦根歯科医師会安澤公衆衛生理事に相談をしていただいてもいい。
- ・食事中の様子を確認できるといい。施設利用者はそこから情報がもらえるとよい。
- ・訪問歯科診療は施設利用中にも利用可能。
- ・予防のためにも半年に1回は受診を。
- ・訪問診療のシステムが作られて4年になるがあまり利用されていない。

- 訪問機材を初めて見た。大変だと思った。
- 支援者が患者が困っていることに気付いた時には、治療ということだけでなくも歯科医師に相談していくことが大事
- 患者の主訴によって、歯科医師が得たい情報は違ってくる。CMや家族からの情報も必要。
- 義歯の調整、歯の治療、口臭改善、歯石除去などの口腔ケアが多い。

- 家族の協力がないと治療は難しいことも。治療中は同席してもらえるとよい。
- 事前に家族に協力してもらいたいことを伝えておくことが必要ではないか。
- かかりつけの歯科医師を持っておられない方も多い。あちこち罹っている場合もある。予防ケアも含めてかかりつけ歯科医師をもつことが必要ではないか。

- 在宅歯科の現状を教えてください。
- 義歯の調整が多い。義歯を削るのも1時間以上かかることもある。診療時間外にいくので治療に費やせる時間には制限がある。
- 痛くなる前の受診を推進。
- 家族にもケアの技術を習得してもらえるとよい。
- CMから歯科医師への情報を行い、相談しやすい関係づくりをしていく必要がある
- 他のニーズが優先され歯科の対応が後回しにならないように気を付ける。

- 訪問はリスクが高い。病院でできることの2~3割のことしかできない。
- 口腔内の汚れが気になる場合が多い。口腔ケアは日常的に必要なので、歯科医が診察し、次どこにつないでいくか課題。家族だけでは大変。
- 認知症の方の口腔ケアが大変。入れ歯の手入れも家でできていないことがある。デイサービスで対応。利用時のみケアできる状況。

- ・昨年12月末に県の条例において在宅での歯科診療に関する条例が制定。湖東地域でも在宅歯科診療システムの構築に向けて取り組みを進めていこうとしている
- ・口の中を清潔にすることは患者の病状に大いに影響する。誤嚥性肺炎。口腔が不潔になる為に肺炎が起こることも。
- ・在宅での歯科医診療をどの時期から行っていくか関係者間で見極めプランを検討していく必要がある。介護支援の中で歯科の対応をどう考えていくのか。